

障がい者虐待の防止について (R6. 7 月)

1 概要

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(通称: 障害者虐待防止法) が施行されました。法施行から 11 年半が経過したところではありますが、県内においても、各種の障がい者虐待の事例が報告されており、市町村・都道府県において対応を進めているところです。

なお、障がい者虐待に係る対応状況については、県庁ホームページで毎年度公表しています。

2 障がい者虐待の防止に向けた本県の取組み

(1) 障害福祉サービス事業所・施設の指定基準

「宮崎県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成 25 年 4 月 1 日施行) 及び同条例施行規則 (平成 25 年 4 月 1 日施行) において、障がいのある人の権利擁護・虐待防止に係る以下の基準を定めています。

<施行規則第 3 条関係>

- 管理者又は従業者に対し、定期的に、県が実施する障がい者虐待防止・権利擁護研修を受講させること。
- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。また、その措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 事業所等において、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(2) 宮崎県障がい者権利擁護センターの設置、研修の実施

本県では、宮崎県障がい者権利擁護センターを社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会内に設置し、障がい者虐待防止に関する研修の実施や使用者による障がい者虐待の通報の受理等を行っています。

なお、今年度の「宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護研修」を下記のとおり予定しています。日程等については現在調整中ですが、積極的な受講をお願いします。

令和 6 年度の実施日程予定 ※障がい者福祉施設等向け研修のみ記載>

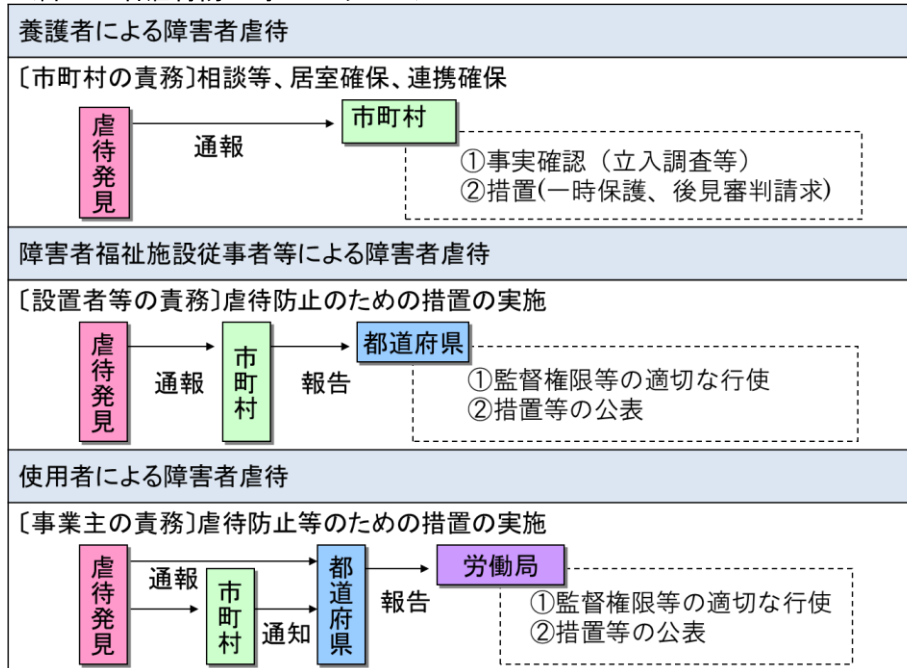
研 修 名	日 程	会 場
(1) 共通研修	11 月～12 月 (定員 520 名)	オンデマンド配信により実施
(2) 分野別研修		
ア 障がい者虐待の防止と対応研修 (管理者コース)	1 月～2 月 (定員 260 名)	集合研修 (会場未定)
イ 障がい者虐待の防止と対応研修 (従事者コース)	1 月～2 月 (定員 260 名)	”

3 障害福祉サービス事業所・施設で必要となる取組み

(1) 障がい者虐待が疑われる事案の早期通報

障害福祉サービス事業所・施設の利用者で、障がい者虐待が疑われる場合には早期に市町村への通報をお願いします。

<障がい者虐待防止等のスキーム>



※1 障がい者虐待に係る通報窓口は、市町村（※使用者による障がい者虐待の場合は、市町村又は県）となります。

※2 使用者による障がい者虐待に関する県の通報窓口は、「宮崎県障がい者権利擁護センター」（TEL 0985-26-7670）です。

(2) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定にて、「障害者虐待防止の更なる推進」と「身体拘束等の適正化の推進」のため、**虐待防止委員会の設置等が義務化**されました。

4 その他（障がい者虐待防止対応マニュアル等）

○ 宮崎県障がい者虐待防止・権利擁護マニュアル

【宮崎県障がい者虐待防止】で検索

○ 厚生労働省作成手引き

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月改訂）

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和5年7月改訂）

【障害者虐待の防止と対応の手引き】で検索

○ 厚生労働省作成ハラスメント対策マニュアル

「職員を利用者・家族等によるハラスメントから守るために（障害福祉サービス等事業者向け）」（令和4年3月作成）

【障害福祉の現場におけるハラスメント】で検索

障害福祉サービス等に従事する皆様へ

利用者・家族から

ハラスメントを受けたら・・・

- 暴力を受けた・物を投げつけられた
- 怒鳴りつけられた
- 契約外のサービスを強要された
- 性的な発言をされた
- ・・・等

まずは相談してください

このリーフレットは利用者や家族等から職員へのハラスメントを対象に、「ハラスメントとはどのような行為を指すのか」「ハラスメントを受けたらどうすればよいか」「相談する際のポイント」などを皆さんに知っていただき、安心して働けるようになることを目的に作成しました。

ぜひ手に取っていただき、職場内でも対応について話し合ってみましょう。

令和4年3月

障害者総合福祉推進事業「障害福祉の現場におけるハラスメントに関する調査研究事業」

宮崎県における障がい者虐待の状況（令和4年度）

1. 概要

- (1) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第20条による公表
- (2) 養護者・使用者による障がい者虐待の状況についての公表

2. 公表対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

3. 県内における障がい者虐待の状況の推移（過去5ヶ年分）

（件数）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
養護者による虐待	相談・通報・届出件数 （前年度比）	63 (28)	38 (▲25)	58 (20)	113 (55)	153 (40)
	虐待判断件数 （前年度比）	20 (7)	10 (▲10)	8 (▲2)	12 (4)	17 (5)
障害者福祉施設従事者等による虐待	相談・通報・届出件数 （前年度比）	41 (16)	50 (9)	22 (▲28)	42 (20)	52 (10)
	虐待判断件数 （前年度比）	6 (1)	27 (21)	2 (▲25)	11 (9)	19 (8)
使用者による虐待	相談・通報・届出件数（※） （前年度比）	5 (▲2)	6 (1)	4 (▲2)	6 (2)	7 (1)
	虐待判断件数 （前年度比）	（労働局所管のため省略）				

※ 使用者による虐待の相談・通報・届出件数は、市町村・県が受け付けた件数を記載

4. 障がい者虐待の通報等の件数及び虐待判断件数（上記3「令和4年度」の再掲）

	養護者 による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待	使用者 による虐待
通報等件数（件）	153	52	7
虐待判断件数（件）	17	19	—
被虐待者数（人）	17	20	—

※ 1件の事案に被虐待者が複数いる場合、それぞれ重複して計上

5. 虐待行為の類型

（件数）

	養護者 による虐待	障害者福祉施設 従事者等による虐待
身体的虐待	8	9
性的虐待	2	0
心理的虐待	8	10
放棄・放置	2	1
経済的虐待	6	0
合計	26	20

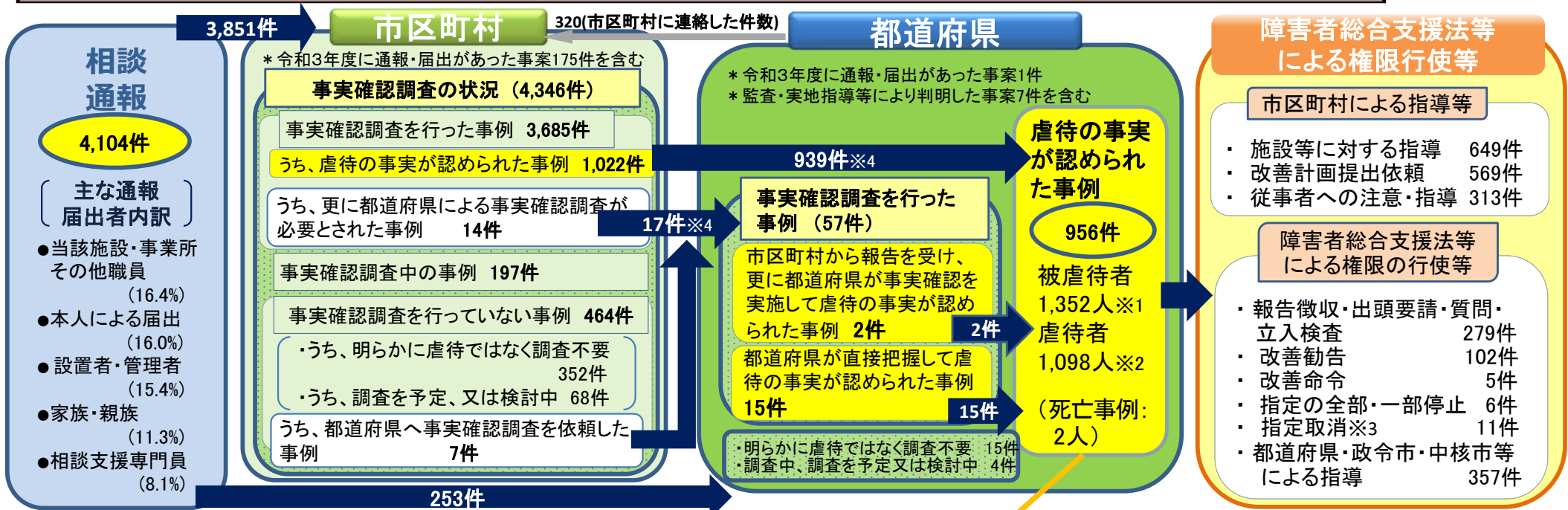
※ 1件の事案で複数の虐待行為の類型がある場合、それぞれ重複して計上

6. 障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

<令和4年度の虐待判断件数：19件>

	(1)虐待の種類	(2)施設等の種別	(3)虐待者の職種	(4)採られた措置
1	心理的虐待	共同生活援助	施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼 虐待を行った従事者等への注意、指導
2	身体的虐待	短期入所	施設設置者・経営者	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼 虐待を行った従事者等への注意、指導
3	身体的虐待	障害者支援施設	地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼
4	身体的虐待、心理的虐待	就労継続支援B型	地域生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼
5	身体的虐待	就労継続支援B型	職業指導員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導
6	放棄・放置	障害者支援施設	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導
7	心理的虐待	居宅介護	居宅介護従事者、 その他従事者（不明）	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼
8	心理的虐待	就労継続支援B型	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 虐待を行った従事者等への注意、指導
9	心理的虐待	放課後等デイサービス	施設設置者・経営者、 生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 虐待を行った従事者等への注意、指導
10	心理的虐待	就労継続支援B型	職業指導員	<ul style="list-style-type: none"> 虐待を行った従事者等への注意、指導
11	心理的虐待	共同生活援助	サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 虐待を行った従事者等への注意、指導
12	身体的虐待	障害者支援施設	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 改善計画の提出依頼
13	心理的虐待	生活介護	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼 虐待を行った従事者等への注意、指導
14	心理的虐待	共同生活援助	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼
15	身体的虐待	障害者支援施設	生活支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼
16	身体的虐待	放課後等デイサービス	保育士	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼
17	身体的虐待	共同生活援助	世話人	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 改善計画の提出依頼 虐待を行った従事者等への注意、指導
18	心理的虐待	就労継続支援B型	就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導 虐待を行った従事者等への注意、指導
19	身体的虐待	障害者支援施設	その他従事者	<ul style="list-style-type: none"> 施設等に対する指導

令和4年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (1,098人) ※2

- 性別
男性 (69.9%)、女性 (30.1%)
- 年齢
60歳以上 (20.5%)、50～59歳 (17.9%)、40～49歳 (17.8%)
- 職種
生活支援員 (44.4%)、世話人 (9.9%)、管理者 (7.9%)、その他従事者 (7.1%)、サービス管理責任者 (6.5%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	73.6%
職員のストレスや感情コントロールの問題	57.2%
倫理観や理念の欠如	58.1%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	31.8%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	31.4%

虐待行為の種類 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
52.0%	13.8%	46.4%	9.5%	5.3%

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	214	22.4%
居宅介護	17	1.8%
重度訪問介護	10	1.0%
同行援護	1	0.1%
行動援護	3	0.3%
療養介護	24	2.5%
生活介護	131	13.7%
短期入所	17	1.8%
自立訓練	5	0.5%
就労移行支援	7	0.7%
就労継続支援A型	33	3.5%
就労継続支援B型	113	11.8%
共同生活援助	252	26.4%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	5	0.5%
移動支援	4	0.4%
地域活動支援センター	7	0.7%
児童発達支援	20	2.1%
放課後等デイサービス	93	9.7%
合計	956	100.0%

被虐待者 (1,352人) ※1

- 性別
男性 (63.6%)、女性 (36.4%)
- 年齢
40～49歳 (18.4%)、30～39歳 (17.8%)、20～29歳 (17.2%)、50～59歳 (17.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
21.0%	72.6%	15.8%	3.1%	1.3%

- 障害支援区分のある者 (74.7%)
- 行動障害がある者 (33.5%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の21件を除く935件が対象。
 ※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった47件を除く909件が対象。
 ※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
 ※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。